

# 会社法

## 第一編 総則

### 第一章 通則

#### 第一条(趣旨)

会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

#### 第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者として法務省令で定めるもの(法人であるものを除く。)

五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。

六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上であること。(第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条(計算書類等の作成及び保存)第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。

八 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。

九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。(その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。)

十 監査役会設置会社 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。

十一 会計監査人設置会社 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。

十一の二 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。

十二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう。(以下「指名委員会等」という。)

十三 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の第百八条(異なる種類の株式) 第一項各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。

十四 種類株主総会 種類株主の総会をいう。(種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。)

十五 社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。(株式会社の第三百六十三条(取締役会設置会社の取締役の権限) 第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)(以下「業務執行取締役等」という。)

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)

(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)

ハ 当該株式会社の親会社等又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。(自然人であるものに限る。)

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等の業務執行取締役等でないこと。(当該株式会社及びその子会社を除く。)

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は二親等内の親族でないこと。(自然人であるものに限る。)

十六 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。)

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。(自然人であるものに限る。)

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等の業務執行取締役等でないこと。(当該株式会社及びその子会社を除く。)

ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は二親等内の親族でないこと。(自然人であるものに限る。)

十七 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

十八 取得請求権付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

十九 取得条項付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

二十 単元株式数 株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けてい

る場合における当該一定の数をいう。

二十一 新株予約権 株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。

二十二 新株予約権付社債 新株予約権を付した社債をいう。

二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第六百七十六条(募集社債に関する事項の決定)各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

二十四 最終事業年度 各事業年度に係る第四百三十五条(計算書類等の作成及び保存)第二項に規定する計算書類につき第四百三十八条計算書類等の定時株主総会への提出等)第二項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。(第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条(計算書類等の監査等)第三項の承認)

二十五 配当財産 株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう。

二十六 組織変更 次のイ又はロに掲げる会社がその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。

イ 株式会社 合名会社、合資会社又は合同会社

ロ 合名会社、合資会社又は合同会社 株式会社

二十七 吸収合併 会社が他の会社とする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。

二十八 新設合併 二以上の会社がする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。

二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

三十一 株式交換 株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。(株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。)

三十二 株式移転 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。

三十三 公告方法 会社が公告をする方法をいう。(外国会社を含む。)(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)

三十四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)

### 第三条(法人格)

会社は、法人とする。

### 第四条(住所)

会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

### 第五条(商行為)

会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。(外国会社を含む。次条

(商号)第一項、第八条及び第九条(自己の商号の使用を他人に許諾した会社の責任)において同じ。)